令　和　7　年　度

国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事

福 島 地 方 水 道 用 水 供 給 企 業 団

令和7年度　契約第　　号

設　計　書

作成 令和7年5月20日

工　事　名	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事		
工 事 箇 所	伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷１２－１　ほか		
設 計 金 額	￥	工事期間	自　令和　　年　月　日 139 日間 至　令和　　年　月　日
起工・変更理由	本工事は、令和７年度事業計画に基づき、国見受水池流量計室及び伊達幹線流量計室に設置されている無停電電源装置（UPS）のﾊﾞｯﾃﾘｰの修繕を行うものです。 ・国見受水池流量計室　THA1000-65用ﾊﾞｯﾃﾘｰ　１組 ・伊達幹線流量計室　THA2-1000-65用ﾊﾞｯﾃﾘｰ　１組	工事仕様概要	下水道用設計標準歩掛表(ポンプ・処理場) ○ 建築関係工事共通仕様書(福島県土木部) ○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ○ 公共建築工事共通費積算基準 ○ 公共建築工事標準単価積算基準 ○ 公共建築工事積算基準等資料

事務局長		
○		
次長		
○		
技術管理者	電気主任技術者	
○	○	
課長	課長補佐	
	○	
係長	照査	
検算	設計	

福 島 地 方 水 道 用 水 供 給 企 業 団

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				CM　コメント
電気設備工事	1	式		CK　直接工事費
計				CKK 直接工事費計
共通費				CM　コメント
共通仮設費	1	式		KK　共通仮設費
現場管理費	1	式		KG　現場管理費
一般管理費等	1	式		KI　一般管理費等
計				KS　共通費計
				CM　コメント
工事価格	1	式		KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		KH　工事費

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電気設備工事	1	式		WP
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
国見、伊達幹線	1	式		WP
計				

国見、伊達幹線

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
停電保護設備	1	式		005
計				

国見、伊達幹線

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
停電保護設備		1	式		001
停電保護設備	産業廃棄物処理	1	式		WP
計					

国見、伊達幹線　停電保護設備

名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
無停電電源装置用バッテリー	THA1000-65用	1	組			(見積り・刊行物等)
無停電電源装置用バッテリー	THA2-1000-65用	1	組			(見積り・刊行物等)
材料費	配線端子等	2	組			(見積り・刊行物等)
労務費	既設撤去、機器搬入、据付、試験調節	1	式			(見積り・刊行物等)
計						

国見、伊達幹線		停電保護設備		産業廃棄物処理		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
積込、運搬費		1	式			(見積り・刊行物等)
広域認定処分管理費		1	式			(見積り・刊行物等)
処分費		1	式			(見積り・刊行物等)
計						

企業団建築関係工事特記仕様書【R7年1月版】

Ⅰ 工事概要

1 工事名称　国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事

2 工事場所　伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷12－1 ほか

3 建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第1区分	備考
1	国見受水池流量計室	RC造	地上1階 地下1階	48.96		
2	伊達幹線流量計室	RC造	地下1階			
3						
4						
5						
6						

※詳細は工事概要書による。

4 電気設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

受電設備	記電盤　・屋内用　・屋外用　・キュービクル式記電盤　・高圧スイッチギヤ 設備容量　・変圧器総容量（　　）kVA
電力貯蔵設備	・直流電源装置（・非常用照明電源、受変電設備制御電源共用　・受変電設備制御電源専用　・非常用照明電源専用　） ・交流無停電電源装置　用途（　　）　容量（　　）kW （UPS）
発電設備	原動機（　　） 発電機（　　）相（　　）線式　電圧（　　）V　50HZ 定格出力（　　）kVA ・太陽光発電装置　太陽電池アレイ公称出力（　　）kVA ・（　　）発電装置（　　）kVA
中央監視制御設備	管理点数（　　）点 管理対象　・電力設備　・発電設備　・防災設備　・給排水衛生設備　・空気調和設備 ・昇降機設備　・（　　）・（　　）・（　　）・（　　）

5 機械設備工事概要

（本工事における工事種目ごとの概要を示すもので仕様を規定するものではない　○印を付けたものが該当項目となる）

空気調和方式	・ダクト方式（・中央　・各階ユニット）　・FCU方式　・ ・FCU+ダクト併用方式　・パッケージ方式　・
主要熱源機器	・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ユニット　・マルチパッケージ型空気調和機 ・空気熱源ヒートポンプユニット　・パッケージ型空気調和機　・ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機 ・　・　・ ・　・　・
換気設備	機械換気（・有　・無）
排煙設備	機械排煙（・有　・無）
自動制御設備	・電気式　・電子式　・デジタル式
給水設備	・水道直結方式　・高置タンク方式（・上水　・井水　・中水） ・ポンプ直送方式（・上水　・井水　・中水）　・増圧ポンプ方式
排水設備	建物内の汚水と雑排水（・分流　・合流） ポンプ排水（・有（・雨水　・雨水　・雑排水　・汚水）・無） 汚水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽　） 雑排水放流先（・公共下水道　・し尿浄化槽　・側溝）
消火設備	・屋内消火栓（・1号　・2号）　・屋外消火栓　・　・ ・連結送水　・連結散水　・泡消火　・スプリンクラー　・ハロゲン化物消火　・ ・二酸化炭素消火　・新ガス系消火　・フード等用簡易自動消火　・消火器
ガス設備	・都市ガス（①供給業者名　②種別　③発熱量　MJ/Nm³） ・液化石油ガス　・　・

Ⅱ 工事仕様

1 図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。

○「福島県建築関係工事共通仕様書」（福島県土木部）
○「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

○「建築工事標準詳細図」（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
○「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編）（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
○「公共建築設備工事標準図」（機械設備工事編）（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

○「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
○「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・「公共建築木造工事標準仕様書」（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
・「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

・（　　）

なお、公共住宅建設にあっては、次を併せて適用する。
※「公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年度版）」（公共住宅事業者等連絡協議会編集）

2 項目は、番号の前に○印、または番号に○印の付いたものを適用する。適用しない項目等は斜線、・印、または無印とする。

3 特記事項は、○印 の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と※印の付いた場合は、両方を適用する。
※印を適用しない場合は、・に変えること。

4 形状寸法の単位は、特記した場合を除き ミリメートルとする。

5 各章の特記事項欄にある〔果：　〕と表示されているものは、「建築関係工事共通仕様書」を示し、（　）書きは「公共建築工事標準仕様書」、〔　〕書きは「公共建築改修工事標準仕様書」の章・節・項番号である。

6 本特記仕様書に選択項目がない場合は、空欄等に仕様を記載する。

	項目	特記事項
1 一般共通事項	○ 1 適用基準等	○ 共通仕様書（土木工事編）（福島県土木部） ○ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ・ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 ・建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）（適用工種　・全工種　・一部工種（JASS）） ・建築関係工事における選休2日促進工事試行要領　・建築・設備工事における入札時積算数量書活用方式試行要領 ・工事書類チェックリスト（福島県土木部）　・建築関係工事における情報共有システムの運用 ・建設キャリアアップシステム活用工事実施要領
	○ 2 施工条件	○ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場（※構内　・（　　）） (2) 資材置き場（※構内　・（　　）） (3) 建設発生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場所（※構内　・（　　））
	○ 3 工事実績データの作成、登録	工事請負代金が500万円以上の場合は適用する。
	・ 4 技能士	※ 適用する　・適用しない 適用工事種別 ／ 作業の種別 ／ 等級区分 鉄筋工事（鉄筋加工、鉄筋組立て作業）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 コンクリート工事（型枠施工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 鉄骨工事（とび）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 ブロック、ALCパネル工事、PCカーテンウォール工事（ブロック建築、ALCパネル施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 防水工事（アスファルト防水工事作業、合成ｺﾞﾑ系シート防水工事作業、塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 石工事（石材施工（石張り施工））　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 タイル工事（タイル張り）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 木工事（建築大工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 木造工事（建築大工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 屋根及びとい工事（建築板金（内外装板金作業））　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 金属工事（内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業））　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 左官工事（左官）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 建具工事（サッシ施工、ガラス施工、自動ドア）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 塗装工事（塗装（建築塗装作業））　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 内装工事（プラスチック床仕上げ工事作業、ボード仕上げ工事作業、表装（壁装作業）、畳工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 植栽工事（造園）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 配管工事（配管）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 保温工事（熱絶縁施工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 冷凍空気調和機器施工（冷凍、冷却及び空気調和機器の据付及び整備）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 ダクト製作及び取付（建築板金施工）　・全て　・（　　）　・1級　・1又は2級 ※作業数量が少量の場合には、適用の有無について監督員と協議することができる。
	・ 5 イメージアップ	・適用する　※ 適用しない　・仮囲いの美化　・フラワーボックスの設置　・夜間照明設備
	○ 6 発生材の処理	・有価物（　　） ・引き渡しを要するもの（　　） ・現地において再利用化を図るもの 建設副産物 ／ 処理方法等 ／ 備考 ○ 建設副産物の処理方法 建設副産物 ／ 処理方法 ／ 積算上の施設名称（※1） 金属くず　○ 再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） バッテリー　○ 再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） ・再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） ・再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） ・再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） ・再資源化　・中間　・最終（一般）　・最終（特別管理産業廃棄物） ・蛍光ランプ、水銀ランプの処理方法 建設副産物 ／ 処理方法 ／ 積算上の施設名称（※1） 蛍光ランプ　・中間　・ 水銀ランプ　・中間　・ 注：積算上の施設（※1）は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。処理施設については、監督員の承諾を得ること。また、処理施設が積算上の施設と異なる場合でも設計変更の対象とはしない。
	・ 7 監督員事務所	・設ける（規模：　m2程度）　※ 設けない　備品については、監督員の指示による ・別途建築工事による
	・ 8 工事用表示板	※ 適用する　・適用しない　〔果：第1編 図1.3.1〕
	・ 9 施工歴標	※ 適用する（・設置は建築工事とする）　・適用しない　〔果：第1編 図1.3.3〕
	・ 10 色彩計画	※ 色彩計画あり（・図示　・監督員との協議による）　・色彩計画無し
	○ 11 使用材料等	使用材料の製造所、製品及び施工業者等は特記されたもの又は同等以上とする。 ただし、同等以上とする場合は、監督員の承諾を受けること。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価された海外製造の建築材料・設備機材等についても同様扱いとする。
	○ 12 特別な材料の工法	共通仕様書等に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の指定工法による。
	・ 13 風荷重等	※ 建築基準法に基づき定められた風速（V0）（　　m/sec） ※ 建築基準法に基づき定められた積雪荷重（　　） ※ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ
	○ 14 記録報告 1） 報告時期	工事履行報告書は、下記により提出する。 ※ 毎月1回　・監督員の指示 内容 ／ 工事履行報告書、工事別工程進度表、主要材料搬入状況、当月の出来高状況、工事状況写真 添付書類 ／ 月間工程表、各工種の区分毎の社内検査報告書（写真含む）
	○ 15 電子納品	電子成果品は、福島県電子納品ガイドライン（営繕工事編）により納品を行う。 対象書類（※ 工事写真　・施工計画書　※ 完成図　・その他（　　）） ・検査用機器（パソコン、モニター等）は、受注者が準備する。 原則モニターのサイズは、21～24インチ程度とし、解像度はアスペクト比16:9の場合1920×1080以上、アスペクト比16:10の場合1920×1200以上とする。 ・工事写真のサムネイル一覧を提出する。
	○ 16 完成時の提出書類	(1) 完成図書（※ 提出する　・提出しない）・黒表紙(金文字入) A4版(1部)　※ ハードファイルA4版(1部) (2) 建築物の保全に関する書類（※ 提出する　・提出しない）　ハードファイルA4版(1部) (3) 完成図（※ 提出する　・提出しない）　A3版2つ折り製本(1部) (4) CADデータ、PDFデータ(1式)（※ 提出する　・提出しない）（jww形式のみ） （※CADデータ提出の場合には、オリジナルCADデータも提出のこと。） （※PDFデータとは、CADデータをPDF形式で保存したもの。）
	○ 17 完成図(施工図及び施工計画書を除く)	第1編〔総則〕1.8.4〔完成図その他〕によるほか、下記による (1) 種類及び記入内容 種類 ／ 記入内容
	○ 18 設計CADデータ貸与	※ 有　・無
	○ 19 工事検査	提出写真 工事検査に際し、下記により写真を監督員に提出する。 着工前 ／ 工事中 ／ 竣工 ／ 部数 既済検査 ／ ○ ／ ○ ／ ／ 1部 竣工検査（既済後） ／ ○ ／ ○（○） ／ ○（○） ／ 1部（1部） ※ 上記以外の必要写真は、監督員の指示による。 ※ 撮影は福島県土木部制定「建築設備工事写真管理基準」による。
1 一般共通事項	○ 20 建設工事使用機械等	※ 建設工事による排出ガス対策型建設機械を使用すること。 ※ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、低騒音型建設機械を使用すること。 ※ 建設機械等のアイドリングストップを実施し、その点検を行うこと。
	・ 21 設計GL	※ 図示による。　BM±（　　）
	○ 22 既存部分等への処置	工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修すること。
	・ 23 他工事との取合い	工事区分　別表－1 による。 施工図　設備機器の設置、取合いなどが検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受けること。
	・ 24 建築材料 設備機器等	ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆又は規制対象外 本工事に使用する建築材料、設備機器等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとすること。また、再生資源利用できるものを積極的に使用すること。
	・ 25 電気工事士	電気工事士法の適用除外となっている最大電力500kw以上の需要設備の工事においても、第1種電気工事士により施工を行う。
	○ 26 火災保険等	(1) 火災保険　※ 適用する（※ 保険期間：工期＋14日　・適用しない） ※ 加入時期（・躯体及び建方完了時　○ 着手日（現場施工に着手する日）） (2) 法定外の労災保険の付保 ※ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
	○ 27 官公庁への諸手続き等	関係官庁、電力会社等への手続きは、すべて受注者がこれを代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。 ただし、特記される事項は別途とする。
	・ 28 概成工期	・総合試運転調整を行う期間を設けること。 調整期間は、（・契約工期末の　日 間　・（　　）） ・設備への電源供給開始時期は下記のとおりとする。なお、本受電後の電力基本料金は、　ヶ月分とする。 ① 供給開始時期（・契約工期末の　日前　・（　　）） ② 供給対象設備（・熱源機器類　・空気調和設備機器類　・ポンプ類　・自動制御設備類） （・（　　））　・（　　） （・（　　））　・工事等受注者間での調整による
	・ 29 BELS申請書作成及び申請手続き	(1) 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の申請書作成及び申請手続き　・行う　・行わない (2) ※ 分離発注の場合は、※ 建築（・（　　））工事受注者が、申請書作成及び手続き業務を行う。 (3) 分離発注の場合は、申請書作成者へ申請に必要な書類を提出すること。 (4) 建築物にBELS表示を行う。 ※ BELS表示は、申請書作成及び手続きを行う受注者が行う。 表示は、（材質：　）（サイズ：　）とする。
	・ 30 週休2日促進工事	※ 本工事の発注方式は、発注者指定型である。 ・週休2日促進工事（・通期　・月単位） ・週休2日交替制促進工事（・通期　・月単位） ・完全週休2日促進工事
	・ 31 入札時積算数量書活用方式	※ 本工事は「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。 本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
	・ 32 情報共有システム	※ 建築関係工事共通仕様書による。
	・ 33 遠隔臨場	※ 建築関係工事共通仕様書による。
	・ 34 建設キャリアアップシステム(CCUS)	(1) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の対象工事である。 (2) 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。 (3) 本工事の発注方式は（・受注者希望型　・発注者指定型）である。
	○ 35 その他	本工事の施工にあたって資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について検討し、決定するものとする。
2 仮設工事	・ 1 仮囲い	・波形鉄板　※ 万能板塀　・単管＋シート張り ・キャスターゲート　・シートゲート　・（　　）
	・ 2 危険防止	※ シート張り　・金アミ　・（　　）
	・ 3 足場	・本工事（※ 内部足場　※ 外部足場　・基礎足場　・コンクリート打設足場　） なお、本工事で設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で別契約の関係受注者等に使用させること。 ・別途（別契約の関係受注者が設置した足場、桟橋、作業構台の類は、無償で使用できる。） 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。 「手すり先行工法」の足場とは、全層に二段手すりとつま先板（幅木）のある足場をいう。 受注者は、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議すること。
	○ 4 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（・有償　○ 無償）・利用できない
	○ 5 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（・有償　○ 無償）・利用できない
	・ 6 工事用進入路	・仮設道路造成　・（　　）
	・ 7 ベンチマーク	設置方法　※ コンクリート杭　・固定物　・（　　）
	・ 8 交通誘導警備員	※ 置く（計　人）　○ 置かない　・置く期間（　　） 指定路線　※ 該当無　・該当有　〔果：第1編 1.2.13〕
	・ 9 仮設備関係	仮設備の設置条件 使用期間及び借地条件　※ 図面による　・その他（　　）・別途協議 転用回数（　）回 兼用　・有り（図面による）　※ 無し 仮設物の構造及び施工方法の指定 構造及び設計条件　※ 図面による　・その他（　　）・別途協議 施工方法（　　） その他（　　）
3 土工事	・ 1 埋戻し及び盛土	種別　・A種　※ B種　・C種　・D種　(3.2.3)(表3.2.1)
	・ 2 建設発生土の処理	※ 構外指示の場所　(3.2.5) 搬出先の名称（　　） 搬出先の所在地（　市・郡　町・村　大字　字　地内） 搬出先での処置（・敷きならし　※ たい積） 運搬距離（　）km なお、受注後、搬出や搬出費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。 協議時には、変更する搬出先が都市計画法（開発許可）、森林法（林地開発）、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法（改正宅地造成等規制法）などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。 搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。 ・構内指示の場所　（・敷きならし　・たい積） ※ 受注者は、建設発生土処理にあたり 第1編〔建築工事〕1.4.2〔施工計画書〕の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。 (1) 処理方法(場所・形状等)　(2) 排水計画　(3) 場内維持等 ※ 受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。 ※ 受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

福島地方水道用水供給企業団
電話　024-541-4100　FAX　024-541-4180
住所　福島県福島市飯坂町字沼ノ上１－１

設計年：令和７年５月

工事名称	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事
図面名称	建築関係工事特記仕様書

章	項目	特記事項
1 電気設備共通事項		

工事項目　(電気設備工事)　○印を付したもの

	建物種別及び屋外 / 工事項目	1	2	3	4	5	6	屋外
・	1 電灯設備							
・	2 動力設備							
・	3 電熱設備							
・	4 雷保護設備							
・	5 受変電設備							
・	6 電力貯蔵設備							
・	7 発電設備							
・	8 構内情報通信網設備							
・	9 構内交換設備							
・	10 情報表示設備							
・	11 映像・音響設備							
・	12 拡声設備							
・	13 誘導支援設備							
・	14 テレビ共同受信設備							
・	15 監視カメラ設備							
・	16 駐車場管制設備							
・	17 防犯・入退室管理設備							
・	18 火災報知設備							
・	19 中央監視制御設備							
・	20 構内配電線路							
・	21 構内通信線路							
・	22 テレビ電波障害防除設備							
・	23 撤去工事							
・	24 誘導灯設備							
・	25 流量計設備							
○	26 無停電電源設備	○	○					
・								

工事項目の分類は、公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(平成30年版)を標準とする。

項目	特記事項
○ 1 機器等の配置	設計図において機器の配置は、数量及び関係位置を示したものであり、正確な位置はさらに打合せを必要とする。
○ 2 機材	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は同等以上のものとする。 〔県:第1編1.5.1〕 ただし、同等以上のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 〔県:第4編1.2.1〕
○ 3 機材、施工の試験	共通仕様書の各項の試験による。 〔県:第1編1.5.3〕
○ 4 関連法規等	電気設備技術基準、同基準解釈、その他の関係法規及び電力会社、電気通信事業者(NTT等)の内規を厳守して完全に施工する。
○ 5 耐震施工	(1) 耐震施工は、「福島県建築設備耐震・対津波計画指針(福島県土木部制定)」、及び、「建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)」による。 〔県:第4編1.3.1〕 (2) 本工事施設の耐震安全性の分類は下記による。 ・特定の施設 (・甲類1　・甲類2　・乙類1　・乙類2) ・一般の施設 (その他) (3) 設備機器の設計用標準水平震度(Ks)は、下表による。

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	甲類1,2 及び 乙類1,2		その他	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
耐震クラス	耐震クラスS	耐震クラスA		耐震クラスB
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5		1.0
中間階	1.5	1.0		0.6
1階及び地下階	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)		0.4 (0.6)

注):(　)内の値は地階および1階(あるいは地表)に設置する水槽の場合に適用する

※ 上層階の定義は次による

建物階数	上層階	建物階数	上層階
2～6階建	最上階	10～12階建	上層3階
7～9階建	上層2階	13階建	上層4階

【重要機器】
・配電盤　・発電装置　・(　　)
・交換機　・自動火災報知受信機　・(　　)
・直流電源装置　・交流無停電電源装置(UPS)　・(　　)
・中央監視装置　・太陽光発電設備　・(　　)

(4) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(5) 軽量機器等の耐震施工
上記以外の100kg以下の軽量な機器の据付け、取付けについては、取付下地を入念に施工、確認し、機器メーカーの指定する方法で確実に取付け、据付けを行い落下等に留意する。

(6) 建物への配管引込部の耐震処理は 〔標準図-電力31-33〕
(・FEP方式　・地中埋方式　) とする。

(7) エキスパンジョイント部の配線は、標準図により配線する。 〔標準図-電力34〕
電線管端部にはﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽを設ける。

○ 6 工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公庁への手続きなどの費用は、受注者の負担とする。 ※工事用電力及び水は無償利用可とする。ただし現場事務所で使用するものを除く。
・ 7 埋戻し土	土中埋設配管の埋戻し土　※根切り土中の良質土　・(　　)　(第1編 2.2.1) 配管保護部の埋戻し土　※山砂　・(　　)
○ 8 試運転調整	(1) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。 (2) 各機器の個別試験後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督員に提出する。 ・照明装置　・受変電設備　・発電設備　・中央監視制御設備(自動制御設備との協調) ・構内交換設備　・構内情報通信網設備　○(UPS　) ・太陽光発電設備　・(　　)　・(　　)
・ 9 運転燃料	納入する (種別　　kg)
・ 10 配管工事	(1) 特に指示なき電線管ははねじなし電線管を使用し、PF管は一重管とする。 (第2編 1.2.2) (2) 埋込型分電盤からの立上がり予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本程度天井まで立ち上げる。 (3) 予備配管には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を入線する。
○ 11 支持金物・固定金具	(1) 屋外機器及び屋外配管に使用する吊り金物、支持金物、固定金物類 ○ ステンレス製(SUS304)　・溶融亜鉛メッキ(HDZ35以上で配管等の仕様と整合) (2) 屋外機器のアンカーボルトキャップ(樹脂製)を取り付ける。 (3) 振動を伴う機器の固定金具のナットは、ダブルナットとする。 (4) ピット内等多湿箇所の吊り金物、支持金物、固定金物類 ○ 溶融亜鉛めっき　・電気亜鉛めっき製　○ ステンレス製

1 電気設備共通事項 ・ 12 電線管の塗装	(1) 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 ・屋外　・居室　・機械室　・ ・配線室　・共同溝内　・　・　・
・ 13 インサート	床板で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
・ 14 保温、結露防止	外部に面する壁、天井には位置ボックス等を打ち込むことは望ましくないが、やむを得ず設ける場合には、保温や結露防止の処理を行う。
・ 15 配線器具等	(1) 図面に特記(図示)無きフラッシュプレートの仕様　・樹脂製　・新金属製　・ステンレス製 (2) 図面に特記(図示)無きスイッチの仕様　・一般形(大角形)　・ワイド形　・(　　)
・ 16 ハンドホール マンホール蓋	(1) 文字　○ 標準文字入り　・文字無し　・県章入り文字付き　・ (2) 開閉用フック(ハンドル)の納入　・する。[納品数:・1組　・2組　・(　　組)]　・しない (3) ボルトロック式等の仕様については、図示による。
・ 17 環境に配慮した電線採用	特記なき場合は、電線及びケーブルについて、EM(ｴｺﾏﾃﾘｱﾙ)ケーブルを使用する。
・ 18 盤類	(1) 盤類の仕様は下記のとおりとし、詳細は図面特記による。 ・公共建築工事標準仕様書　・メーカー標準品　・図示による (2) 銘板には製造者及び受注者の連絡先を入れること。
・ 19 機器の取付け	特記なき場合は、別表「機器の取付高さ」による。
・ 20 幹線ケーブル	主要な幹線ケーブルは、プルボックス、ハンドホール等内で、円回し等により余長を確保する。 なお、この際はケーブルを緊縛してはならない。
・ 21 表示等	(1) プレートの表示 器具を実装しないものについては、下記の要領で用途を明示する。 (電灯、動力、電話、放送、TV、火報、ﾍﾞﾙ、ｲﾝﾀｰﾎﾝ、表示、時計、防犯、監視、LAN、呼出等) (2) 幹線の表示 強電、弱電の幹線引出口、引込口、プルボックス内及びハンドホール内の必要な箇所には、行先、回路種別及びケーブルサイズ等を明示した表示札、プレート等を設ける。 (3) プルボックス及びハンドホールの表示 プルボックスの表面に用途表示を行う。
・ 22 接地工事	1 既存の接地　・利用する　・利用しない 2 接地を新設する場合は、以下による。 (1) 接地埋設標は黄銅板製の刻記式とし、A種接地工事(柱上高圧機器を除く)、受電設備等のB種接地工事、その他図面に特記する接地工事に設けること。 (2) 接地極の材料は、下表による。(枚数及び本数は最低の値とする。)

接地極の種類		記号	接地極の材料 鋼板	接地棒	備考
電力	共用	$E_{A,C,D}$	・1枚	・2本	
	A種接地工事	E_A	・	・6本	
	柱上高圧機器	E_{Rb}	・	・2本	
	B種接地工事	E_B	・	・2本	
	C種接地工事	E_C	・	・6本	
	D種接地工事	E_D	・	・1本	
通信情報	構内交換機用	E_t	・1枚	・2本	
	直流電源装置(陽極)	E_{tn}	・1枚	・2本	
	保安用(10Ω以下)	E_{At}	・	・6本	
	保安用(100Ω以下)	E_{Lt}	・	・1本	
	拡声用増幅器(100Ω以下)	E_{Dt}	・	・1本	
雷保護	避雷設備	E_r	・1枚	・2本	旧JIS基準の場合に適用
	低圧避雷器(10Ω以下)	E_{LL}	・	・6本	
			・	・	
他	測定補助用	E_O	・	・1本	
			・	・	

接地極銅板 : 1.5t×900°
接地棒 : 14φ×1,500L(一般用)
: 10φ×1,000L(外灯)
: 10φ×1,000L(測定補助用)　2ヶ所

(3) 共用、単独の区分　・共用　・単独　・(　　)
(4) 共用接地、連接接地の区分　・共用接地　・連接接地　・(　　)
(5) 接地の共用
① A種、C種、D種接地　・共用　・単独
② B種接地　・共用　・単独
③ 漏電遮断器回路の接地　・共用　・単独
④ 接地極として構造体の利用接地(鉄骨造及び鉄筋コンクリート造)　・行う　・行わない
⑤ 通信機器等の接地　・共用　・単独
(6) 構造体用接地用端子　・設ける　・設けない
(7) 測定用補助接地端子極　・設ける　・設けない

※ 接地工事については、施工前に現場土質等の状況により、設計図に示す接地方式で基準値を達成できない恐れがある場合は、監督員と協議を行うこと。

・ 23 蛍光灯安定器	~~蛍光灯の種類、回路方式については図示による。~~
・ 23 LED制御装置	※ 一般形(LN)、初期照度補正形(LJ)、連続調光形(LX、LZ)の種類については、図示による。
・ 24 照度測定及び照度計算	(1) 測定する箇所については、監督員との協議による。 (第2編 2.18.2) (非常用の照明装置については、照度測定を実施する。) (2) 主要な室の照明器具の設置にあたっては、施工前に施工図による照明器具配置上での照度分布図を提出すること。なお、主要な室の選定については、監督員と協議すること。
・ 25 受変電設備	(1) 直列リアクトル　・油入　・モールド (2) 消火器は本工事に含む　(種別　収納ボックス共　本) (3) 危険等の表示板を設ける(鋼板製メラミン焼付塗装) (4) 高調波の流出対策については、「高調波抑制対策ガイドライン」による。
・ 26 発電設備	(1) 設置条件　(標高　m)　(外気温度　℃～　℃) (2) 消火器は本工事に含む　(種別　収納ボックス共　本) (3) 危険等の表示板を設ける(鋼板製メラミン焼付塗装) (4) 騒音対策　(敷地境界地点騒音値　db(A) 以下) (5) 排出ガス対策　(大気汚染防止法 福島県　ppm　以下)　※非常用は除く。
・ 27 構内情報通信網設備	ケーブルは種別毎に色分けし、露出部分(端末接続部分を除く)を保護する。 また、導通、対の配置、減衰量、長さ(UTPは90m以下)、近端漏話減衰量、ACRの検査試験を行う。
・ 28 コンクリート貫通・はつり・穿孔	(1) 貫通、はつり又は穿孔する箇所は、事前に金属探知機による鉄筋・埋設物(電線類・配管類)の調査を行うこと。 (2) 金属探知機による調査で判断できなかった場合は、X線内部探査(撮影)等による調査について監督員と協議すること。 (3) 金属探知機及びX線内部探査(撮影)等による調査が困難な場合は、休日等に関係設備を停止し不測の事態を想定した上での施工など、対応方法について監督員と協議の上、施設管理者に報告すること。

1 電気設備共通事項 ・ 29 あと施工アンカー	アンカーは原則として先付け工法とするが、やむを得ない場合は監督員と協議のうえ、あと施工アンカーを使用する。特に重量物を吊る場合のあと施工アンカーについては、アンカーの選定、鉄筋や電線管等に干渉しないことの事前確認方法、及び作業者について協議すること。 (1) あと施工アンカー　・接着系アンカー(有機系) ・金属拡張系アンカー(打込式) (2) 施工前に計画書を作成し、監督員に提出する。 (3) 施工確認試験(目視検査、接触検査、打音検査)を全数　(※行う　・行わない) (4) 引張試験 (・行う　※行わない)　引張試験本数 (※抽出　・全数) 【引張試験対象設備】 ・(　　)　・(　　)　・(　　) ・(　　)　・(　　)　・(　　) 引張試験を抽出して行う場合は次による。 ① 1日に施工されたものの各径、各仕様ごとを1ロットとし、1ロットに対し3本を行う。 ただし、1日で同一径のものを複数員、複数の場所で施工する場合は、それぞれ行う。 ② ロットの合否判定は、ロットの全ての試験箇所が合格と判定された場合に、当該ロットを合格とする。 ③ 不合格ロットは、残り全数に対して試験を行う。
○ 30 改修工事	改修工事にあたっては、工事範囲における次の確認・測定等を施工前に行い、監督員に報告する。 ○ 既設機器の動作確認 ・照度測定　範囲 (※居室　※教室　・指定する場所　・(　　)) ・絶縁測定 (・幹線　・分岐回路　・弱電ケーブル) ・接地抵抗測定 ・導通試験

【機器の取付高さ】

機器取付高さは、図示が無ければ下表を標準とするが、機器の使用用途を考慮し、適宜調整すること。
(監督員の指示により変更することがある)

名称		測点	取付高 (mm)
取引用計器		地上 ～ 中心	約 1,800 ～ 約 2,000
引込開閉器		床上 ～ 中心	約 1,800 ～ 約 2,200
分電盤		床上 ～ 中心	約 1,500 ～ 約 2,100
ブラケット	洗面器	鏡上	約 100
	階段踊場	床上 ～ 中心	約 2,000 ～ 約 2,500
スイッチ	屋外	床上 ～ 中心	約 1,500
	一般	床上 ～ 中心	～ 約 1,300
	車椅子用	床上 ～ 中心	～ 約 1,100
	住宅	床上 ～ 中心	約 1,100
		～	
		～	
コンセント	一般	床上 ～ 中心	約 300 ～
	台上	台上 ～ 中心	約 200
	土間	床上 ～ 中心	約 800
	壁	床上 ～ 中心	約 150
		～	
		～	
		～	
手元開閉器		床上 ～ 中心	約 1,500
		～	
壁掛型制御盤		床上 ～ 中心	約 1,500
消火栓表示灯		床上 ～ 中心	約 2,000 ～ 2,500
端子盤		床上 ～ 下端	約 700 ～
保安器ボックス		床上 ～ 下端	約 2,000
電話位置ボックス壁、テレビ端子		コンセントに準じる	
受信機、副受信機 (壁掛型)		床上 ～ 操作部	約 800 ～ 1,400
分布型感知器		床上 ～ 中心	約 1,700
発信機		床上 ～ 操作部	約 800 ～ 1,400
表示灯		床上 ～ 中心	約 1,900
ベル		床上 ～ 中心	約 2,300
感知器試験機		床上 ～ 中心	約 1,500
呼出ブザー		床上 ～ 中心	約 1,500
トイレ呼出ボタン		床上 ～ 中心	約 400 、800
押ボタン	屋外	床上 ～ 中心	約 1,500
	屋内	床上 ～ 中心	約 1,300
インターホン (壁掛)		床上 ～ 中心	約 1,100
子時計		床上 ～ 中心	約 2,300
警報盤		床上 ～ 中心	約 1,300
壁掛音量調節器		床上 ～ 中心	約 1,100 ～ 1,800
スピーカー		床上 ～ 中心	約 2,300
表示器		床上 ～ 中心	約 2,300
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	
		～	

※ スイッチ類を同じ位置に複数設置する場合(空調リモコン、ATT等)は、スイッチ高さを基準とし、使用頻度の高いものから、使い勝手を損なわない範囲で高さを設定し、極力縦方向に配置すること。
車いす等利用者が使用する箇所は、本表によらず、適正な高さに配置すること。
人感センサー付照明器具等の点検用スイッチ等、通常操作を行わないスイッチ類は、容易に触れない高さとすること。
機器(大きさ、質量、構造等)及び取付場所に適した取付方法を施すこと。

※ 本工事または別途工事の受注者が設計仕様に基づき任意に選定する機器類を設置する場合は、設置する機器類に対しての電源(電圧、電流、開閉器容量等)や配線容量が適合していることを確認すること。なお、確認は電源工事施工前に行うこと。また、適合していない場合は、監督員と協議を行うこと。
(設計段階における機器類の電源容量等は、想定機器から求めたものであり、受注者が選定する機種によっては、電源容量等の不足が生じる場合があることから、確認を要するものである。)

福島地方水道用水供給企業団
電話　024-541-4100　FAX　024-541-4180
住所　福島県福島市飯坂町字沼ノ上１－１

設計年：令和７年５月

工事名称	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事
図面名称	電気設備工事特記仕様書（１）

2 雪保護設備

・ 1 雪保護設備

(1) 建物等の雪保護設備　　・設ける　　・設けない
※ 雪保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雪保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。

(2) 適用JIS
・JIS A 4201：:2003(新JIS)
・JIS A 4201：1992(旧JIS)
・JIS Z 9290-1：2014
・JIS Z 9290-3：2014
・JIS Z 9290-4：2009

(3) 外部雪保護(旧JIS以外の場合)　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示(図面)による。

(4) 内部雪保護(旧JIS以外の場合)　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示(図面)による。

(5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示(図面)による。

(6) SPDを用いた雷サージ低減　　・有り　　・無し
※ 詳細は、図示(図面)による。

※ 雪保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雪保護領域内に納まることを確認すること。また、雪保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雪保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雪保護領域内に納まらない場合や新たに雪保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。

3 東日本大震災の復旧・復興事業における積算方法等

・ 1 資材調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資材名	規格	調達地域等

・ 2 労働者確保

(1)本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、建築関係工事積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。
営繕費(共通仮設費における仮設建物費)：労働者送迎費・宿泊費・借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用・賃金以外の食事・通勤費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(2)本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(建築関係工事積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。
1)共通仮設費に占める、実績変更対象間接費(営繕費)：設計書に積上げ計上された金額
2)現場管理費に占める、実績変更対象間接費(労務管理費)の割合：　　%

(3)受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様 式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(4)受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5)発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

(6)受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

(7)受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

4 準備期間確保工事・フレックス工事

・ 1 準備期間確保工事

準備期間確保工事における事務処理要領
この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(○○日間)内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日(工事の始期)を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

・ 2 フレックス工事

フレックス工事試行要領
この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

・ 3 着工届の提出

着工届は、着工後速やかに提出すること。

・ 4 コリンズの登録

受注時の「コリンズ登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。

・ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係

施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。

・ 6 その他

・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事)

・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)

5 施工条件

○ 1 工程関係

※調整 無し
○ 送水施設を優先した工程が必要
調整項目　・資材等の流用　　・仮設及び工事用道路等の調整　　・建設機械等の調整
○ 施工順序の調整　　・図示による　　・その他 (　　)

○ 2 施工時期
施工時間
施工方法

※ 制限 無し
○ 制限 有り
・制限する工種名 (　　)
・施工時期 (・土日祝日のみ　・図示による　・その他 (　　))
・施工時間 (・　　・　　時～　　時まで　・　　)
・施工方法 (　　)

工事を施工しない日
・有 (・　年　月　日　・別紙のとおり　)
・無

工事を施工しない時間帯
・有 (・　：　～　：　・別紙のとおり　)
・無

3 他機関との協議

協議が必要な機関名 (　　)
協議完了見込み時期 (　　)

○ 4 工事用地

・下記以外は図示等による。
(1) 工事車両の駐車場　(※構内　・(　　))
(2) 資材置き場　(※構内　・(　　))
(3) 建設発生土(埋戻し、盛り土用)の仮置場所　(※構内　・(　　))

・仮設ヤード　※無し　・有り (※図示による　・(　　))

5 公害対策

※ 施工方法の制限 無し
・施工方法の制限 有り
・騒音　・振動　・水質　・粉じん　・排出ガス　・その他 (　　)
・施工方法等
・指定工法名 (　　)　・別途協議による　・図示による

・事業損失防止に関する調査
・騒音測定　・振動測定　・水質調査　・近隣家屋の事前・事後調査　・地盤沈下測定
・その他 (　　)
・調査箇所
・図示による　・別途協議
・調査時期
・図示による　・(　　)

6 安全対策

・近接公共施設等に対する制限
・近接公共施設名等　(・鉄道　・電気　・ガス　・水道　・電話　・その他(　　))
・制限を受ける工種　(　　)

○ 7 その他

※敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。
※当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。

5 施工条件

工事区分
別表－1の記入上の注意：「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には・を○に変え、※を・に変えること。
また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を・に変えること。」

別表－1　設備工事との工事区分表

工事内容				建築工事	電気設備工事	機械設備工事	その他
機器の基礎	電気関係	配電盤・制御盤の基礎	屋内	※	・		
			屋外	※	・		
			屋上	※	・		
		自家発電機の基礎(アンカーボルトを除く)		※	・		
		テレビアンテナ基礎(アンカーボルトを除く)		※	・		
		避雷針の基礎(アンカーボルトを除く)		※	・		
	機械関係	屋内設備(架台、アンカーボルトを除く)		※		・	
		屋上設備(架台、アンカーボルトを除く)		※		・	
		屋外設備(架台、アンカーボルトを除く)		※		・	
	架台、アンカーボルト			・	※	※	
	特記した基礎			※	・	・	
開口部	桝、床、壁	補強を要するもの		・	※	※	
	貫通スリーブ	補強を要しないもの		・	※	※	
	桝、床、壁	補強を要するもの		※			
	貫通部型枠	補強を要しないもの		※			
	軽量鉄骨下地、壁、	補強を要するもの		※			
	天井ボード類の切込	補強を要しないもの(ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽは除く)		※			
	埋込形分電盤、	補強を要するもの		・	※	・	
	端子盤等の仮枠	補強を要しないもの		・	※	・	
	上記開口部の補強			※			
	上記開口部の墨出し			※	※	※	
	スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む)			・	※	※	
	フリーアクセスフロア用配線器具			※			
点検口	床、壁、天井			※			
外部取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			※			
湯沸室のフード				※	・	・	
換気扇の取付枠				・	・	・	
流し台	排水トラップ共			※		・	
防油堤	オイルサービスタンクの防油堤		自家発用	※	・		
	タンク基礎		空調用	※		・	
床下水槽のマンホールふた				※			
屋外排水管	雨水			※		・	
	汚水、雑排水					※	
雨水立管 (たてどい)				※			
トイレ手すり				※		・	
化粧鏡(衛生器具まわり)				・		※	
はめ込形洗面器用カウンター (前板共)				※		・	
ガスボンベ転倒防止用の鎖						※	
電気配管配線	自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ			※			
	防火扉レリーズ				※		
	電極棒				・	※	
	配線ピット及びふた			※	・		
	機器などへの接続 (1次側)				※	・	
	機器付属の制御盤以降の2次側の配線配管 (接地共)					※	
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線				※		
	自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線				※		
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管 (接地共)				※	・	
	天井吊り形FCU、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器と付属操作スイッチと、その渡り配線				・	※	
	個別パッケージの室内機、室外機の渡り配線(接地共)				・	※	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線				※		
	小便器用節水装置の制御盤以降の2次側の配管配線				・	※	
ガス漏れ検知器					・	※	
電気錠	電気錠及び通電金具			※	・		
	TENキー及び制御盤			※	・		
エレベーター出入口三方枠 (金属製)				※		・	
エレベーター出入口三方枠 (石製)				※		・	
シャワーユニット				※		・	
バスユニット				※		・	
洗濯機パン				・		※	
システム天井	ボード・Tバー			※			
	照明ライン設備プレート				※		
	空調ライン設備プレート					※	
消火器ボックス				※			
自動制御設備関連のインバーター装置及び盤					・	・	
自動制御設備関連のインバーター装置(別途、盤に組込む)						・	

福島地方水道用水供給企業団
電話　024-541-4100　FAX　024-541-4180
住所　福島県福島市飯坂町字沼ノ上１－１

設計年：令和７年５月

工事名称	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事
図面名称	電気設備工事特記仕様書　（２）

6 現場環境改善（快適トイレの設置）

・ 1 内容

① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事場所毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ以下の(1)～(12)の仕様をすべて満たす快適トイレを設置することとする。ただし、快適トイレの設置が困難な場合は監督員と協議する。
(12)～(17)の仕様については、満たしていればより快適に出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様(全項目必須)】
（1） 洋式便座
（2） 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
（3） 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
（4） 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
（5） 照明設備(電源がなくても良いもの)
（6） 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)

【快適トイレとして活用するために備える付属品(全項目必須)】
（7） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
（8） 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
（9） サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
（10） 鏡付きの洗面台
（11） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品(任意)】
（12） 室内寸法900mm×900mm以上(面積A=0.81m2以上ではない。幅・奥行き各900mm以上)
（13） 擬音装置(機能を含む)
（14） 着替え台
（15） 臭気対策機能の多重化
（16） 窓などの室内温度の調整が可能な設備
（17） 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場等)

② 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。

③ 現場事務所等の屋内に設けるトイレには適用しない。

・ 2 設置に要する費用

快適トイレに要する費用については、当初契約時は計上していない。
月額の支出実態がわかる資料により、監督員と協議の上、51,000円/基・月を上限とし、設計変更の対象とする。
ただし、運搬費・設置費等は対象外とし、従来品相当額(10,000円/基・月)は差し引くものとする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ合計2基までとする。

7 再生資源利用（促進）計画

○ 1 再生資源利用計画書

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○ 2 再生資源利用促進計画書

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

8 総合評価方式における技術提案書の確認

・ 1 内容

※総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記録された事項の実施状況の確認について。

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記録し、提出しなければならない。
なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における施術提案事項の実施事項」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。
確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2. 様式 第8号様式(確認書)」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。
また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点する場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある・。

9 熱中症対策

(1)工期・工程等

・ 猛暑による作業不能日数

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

1)作業不能日数: 日間

2)上記1)は、環境省が公表する東北気泡●※1(福島)地点におけるWBGT値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去5年分(令和○年～○年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3日)を除く。)において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算した5年分を平均したもの。

3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における提示の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業が中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

※1 下段の観測地点を記入(参考)

建設事務所管内	観測地点	建設事務所管内	観測地点
県北	茂庭、梁川、福島、鷲倉、二本松	喜多方	松原、喜多方、西会津、猪苗代
県中	船引、郡山、湯本、小野新町、石川	南会津	只見、南郷、田島、松枝峡
県南	白河、東白川	相双	相馬、飯舘、浪江、川内、広野
会津若松	金山、若松	いわき	出田、小名浜

9 企業団独自共通仕様

○ 1 現場代理人の兼任

○ 現場代理人の兼任を申請する場合は福島県または構成団体の申請様式を参考とする。

○ 2 工事、機器の保証

○ 受注者の工事完成物の保証期間及び納品機器の保証期間は最低1年間とする。
保証開始日は引き渡し日とする。

○ 3 提出書類

○ 受注者は、発注者の工事請負契約約款に定めるもののほか、下表の書類を提出しなければならない。

提出書類関係一覧（工事）

No.	約款	提出書類（様式名）	提出先	提出時期	提出部数	備考
1		着工届	監督員	契約締結後5日以内	1	様式１
2	3条	工程表	契約担当課	契約締結後14日以内	1	様式２
3	7条	下請負関係者一覧表	監督員	下請人に施工させようとする時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第１号
4	7条	下請負報告書	監督員	工事完成検査後２ヶ月以内	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第２号
5	7条	理由書	監督員	社会保険未加入業者と締結した時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第１号
6	7条	施工体制台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第２号の１
7	7条	施工体系図	監督員	下請人に施工させようとする時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第３号
8	7条	工事担当技術者台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第４号
9	7条	再下請通知書	監督員	再下請人に施工させようとする時	1	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第５号の１、参考様式第５号の２
10	9条	監督員通知書	—	—	—	様式３－１～様式３－２
11	9条	監督員変更通知書	—	—	—	様式３－３～様式３－４
12	9条	工事打合せ簿	監督員	そのつど	2	企業団請負工事監督事務処理要領様式第１号
13	9条	確認書	監督員	そのつど	2	企業団請負工事監督事務処理要領様式第３号
14	10条	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約担当課	工事着手の前日まで	1	様式４－１
15	10条	経歴書	契約担当課	工事着手の前日まで	1	様式４－２
16		施工計画書（工事打合せ簿添付）	監督員	工事着工前	2	様式５
17	11条	工事履行報告書	監督員	毎月 月初め	1	福島県共通仕様書 様式第８号の３を準用
18	13条	工事材料検査申請書	監督員	検査を受けようとする時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第４号
19	15条	支給品受領書	監督員	支給品を受領した時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第５号
20	15条	貸与品借用書	監督員	貸与品を借用した時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第６号
21	15条	支給品精算書	監督員	支給品を精算した時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第７号
22	15条	貸与品返納書	監督員	貸与品を返納した時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第８号
23	20条	中止命令	監督員	中止する時	1	福島県共通仕様書 様式第１９号の１を準用
24	20条	中止解除	監督員	解除する時	1	福島県共通仕様書 様式第１９号の２を準用
25	24条	工期延期申請書	監督員	工期の延長を求める時	1	様式６
26	32条	工事完成届	監督員	工事完成後延滞なく	1	企業団請負工事検査規程 様式第１号
27	32条	工事目的物引渡書	監督員	竣工検査合格後速やかに	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第１５号
28	33条	請求書（部分払い、完成）	監督員	竣工検査合格後	1	様式７
29	34条	部分使用承諾書	監督員	部分使用をする時	1	企業団請負工事検査規程 様式第３号
30	35条	前金払請求書	監督員	保証契約締結後	1	様式８
31	35条	前金払保証書	監督員	保証契約締結後	1	—
32	38条	既済部分検査請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	1	企業団請負工事検査規程 様式第２号
33	38条	部分払請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	1	様式９
34		建設業退職金共済金収納書	契約担当課	契約締結後速やかに	1	—
35	14条	工事写真	監督員	工事完成後延滞なく	1	福島県共通仕様書 様式第９４号を準用
36		現場発生品調書	監督員	現場発生品が生じた時	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第９号
37		建設産業廃棄物処理結果報告書	監督員	工事完成後延滞なく	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第１０号
38		事故等発生報告書	監督員	事故等の発生後速やかに	1	企業団請負工事監督事務処理要領様式第１１号
39		竣工図	監督員	工事完成後延滞なく	1	Ａ３版２つ折り製本
40		社内検査記録		中間・完了の社内検査後	1	様式１０－１～様式１０－２

○ 4 施工計画書

○ 施工計画書は、次の事項について作成すること。
・ 工事概要
・ 実施工程表
・ 現場組織表
・ 緊急時の連絡体制及び対応
・ 施工方法
・ 主要資材
・ 作業用工具、器具及び消耗品の一覧表
・ 測定機器及び試験機器の一覧表
・ 社内検査体制及び社内検査員の経歴書
・ 工程管理、品質管理及び出来形管理
・ 安全衛生管理(安全対策)
・ その他必要書類

○ 5 打合せ議事録

○ 監督員との打合せ及び連絡事項について、その議事録を作成し提出しなければならない。

○ 6 完成図書

○ 完成図書は、次の事項で構成すること。
・ 工事写真
・ 竣工図
・ 機器完成図
・ 機器試験成績書(メーカーによるもの)
・ 現地試験成績書(仕様書に定められた項目及び受注者規定によるもの)
・ 取扱説明書(製品に付属するもの等)
・ 保証書
・ 官公庁等への届け出の原本
・ 電子成果物(工事写真、竣工図)jww形式
・ その他必要とされるもの

○ 7 保菌検査

○ 水道法第21条及び水道法第21条に基づく健康診断実施要項に基づき必要書類を提出すること。

○ 8 週休2日促進工事に関する特記

○ 本工事は、部分的な設備の短期間の施工であるため、設計に4週8休以上を確保する場合の補正は適応していない。

○ 9 事前調査に関する特記

○ 受注者は、必ず施工前に現地の調査、照会を全数行い、設計図書の確認をしなければならない。
なお、受注者の確認不足等の理由による責は、受注者負担による復旧とする。

10 企業団独自特記仕様

○ 1 工事概要

・ 本工事は、令和7年度事業計画に基づき、国見受水池流量計室及び伊達幹線流量計室に設置されている無停電電源装置(UPS)のﾊﾞｯﾃﾘｰの修繕を行うものです。

○ 2 対象機器、設備

・ 国見受水池流量計室 THA1000-65用ﾊﾞｯﾃﾘｰ 1組
・ 伊達幹線流量計室 THA2-1000-65用ﾊﾞｯﾃﾘｰ 1組
・
・
・

○ 3 施工概要

・ 指定する機器の取替
・ 取り外し機器の処分
・ 機器の点検、清掃、動作試験
・ その他必要とする事項
・
※ 詳細な取付位置、仕様については別途協議のよるものとする。

福島地方水道用水供給企業団
電話 024-541-4100 FAX 024-541-4180
住所 福島県福島市飯坂町字沼ノ上１－１

設計年：令和７年５月

工事名称	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事
図面名称	電気設備工事特記仕様書（３）

★施工概要

・国見受水池流量計室及び伊達幹線流量計室の
　無停電電源装置(UPS)のバッテリーを交換するもの。
・配線及び端子を含むものとする。
・撤去品は廃掃法に基づき適切に処分すること。
・国見受水池流量計室のUPSの型式はTHA1000-65。
・伊達幹線流量計室のUPSの型式はTHA2-1000-65。

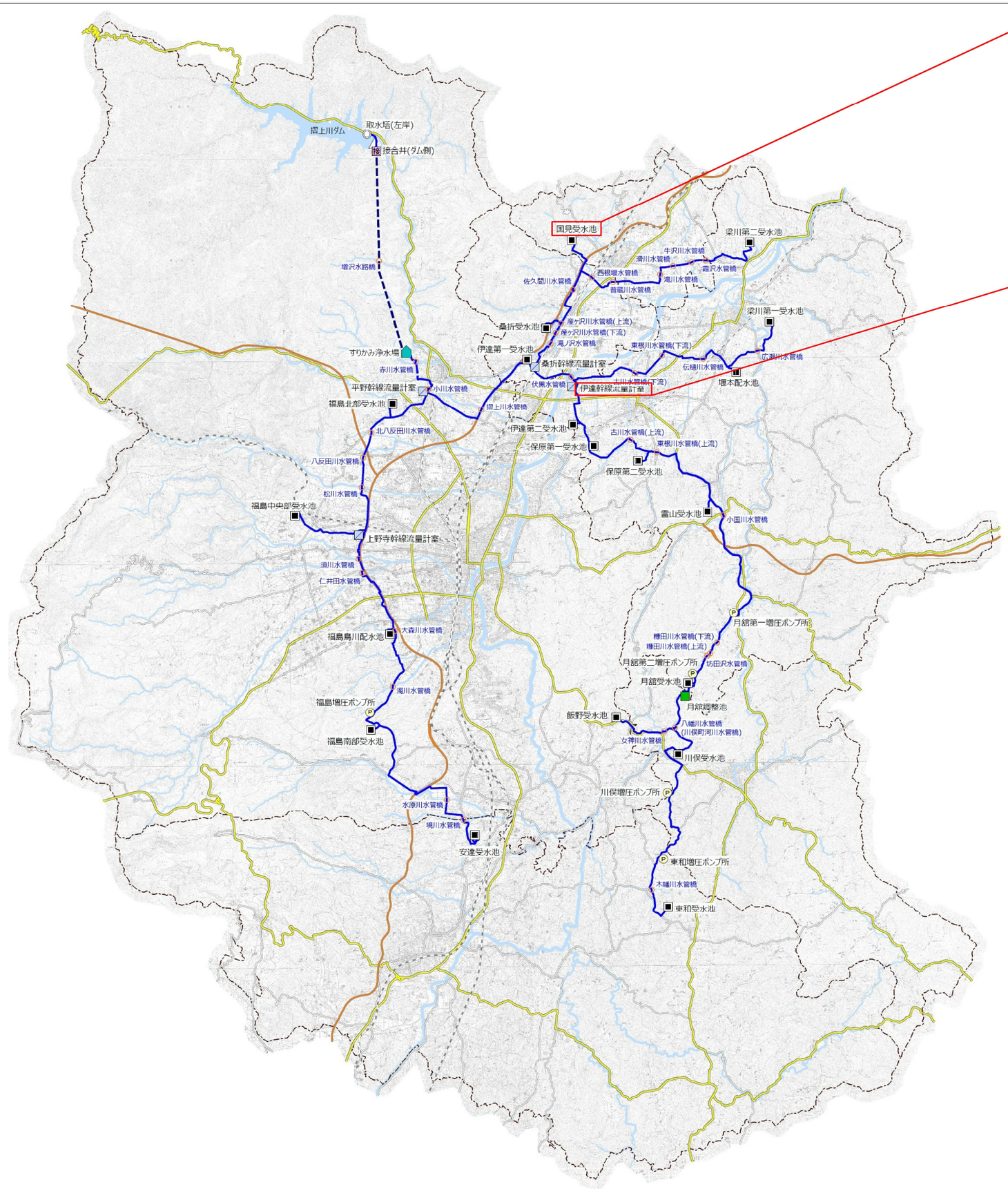

国見受水池流量計室

伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷１２－１

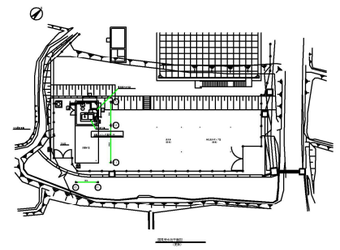

伊達幹線流量計室

伊達市伏黒字上大川２４－５

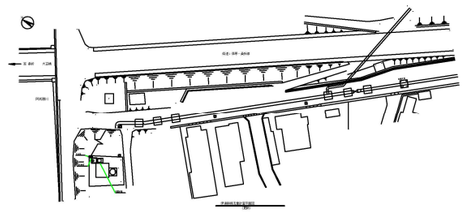

令和７年度			
工事名	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事		
図面	位置図・案内図		
工事個所	伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷１２－１　ほか		
縮尺	NS	図面番号	1/3 E-1
作成年月日	令和７年５月		
福島地方水道用水供給企業団			

国見受水池

正面

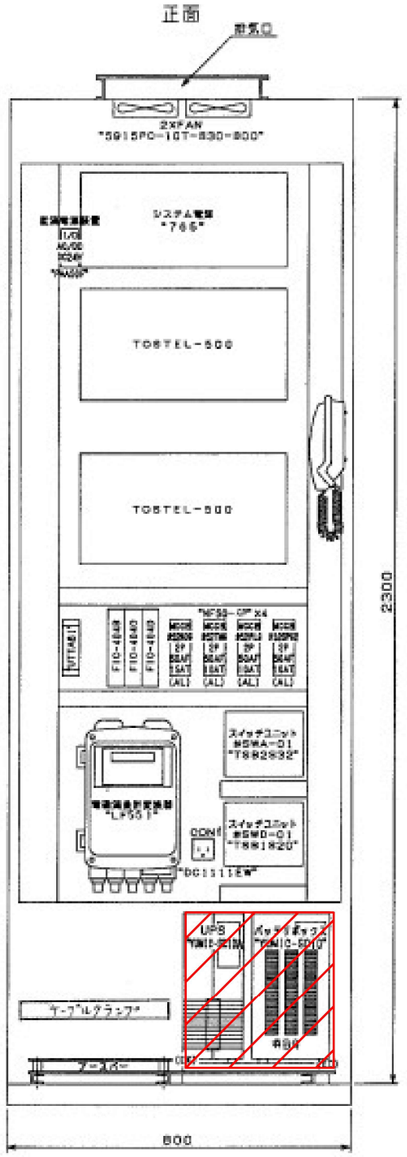

側面

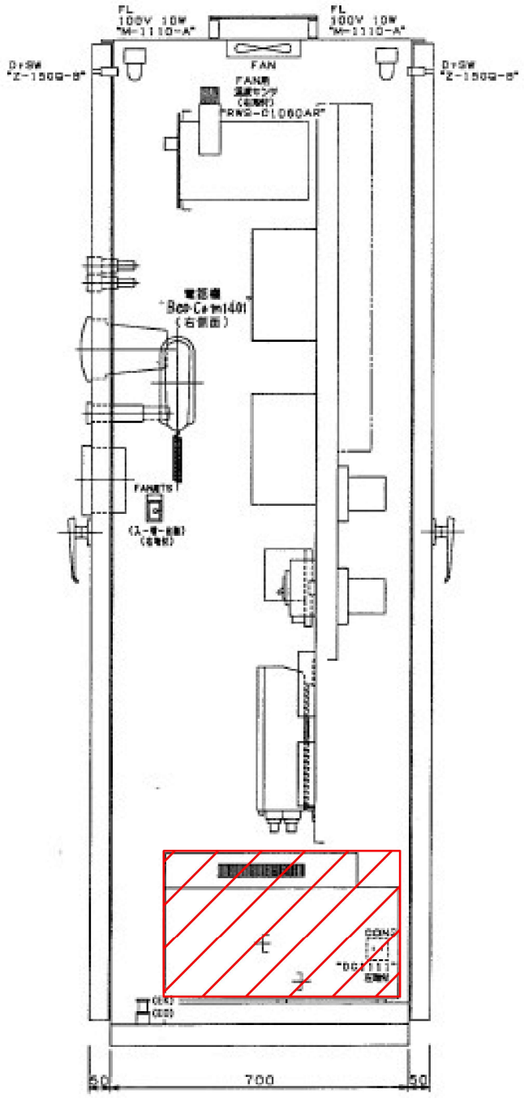

背面

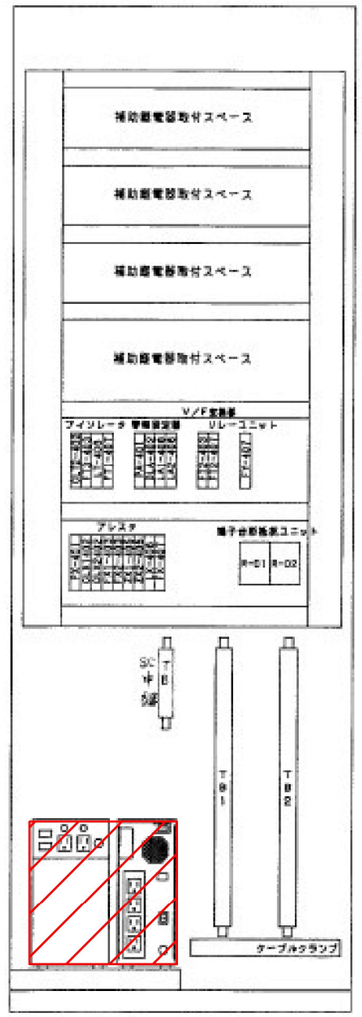

機器一覧表

AC電源ユニット　：#PS　"PS591"
スイッチユニット　：#SWD "TS81S20"
スイッチユニット　：#SWA "TS82S32"
アイソレータ　："AV306"
警報設定器　："DDP-1-5T"
リレーユニット　："AV320"
プレスタ　："AV371"
端子台形延長ユニット："U2501V"
V/F変換器　："AV317"

令和７年度			
工事名	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事		
図面	組立図		
工事個所	伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷12-1		
縮尺	NS	図面番号	2/3 E-2
作成年月日	令和７年５月		
福島地方水道用水供給企業団			

伊達幹線流量計室

内部正面図

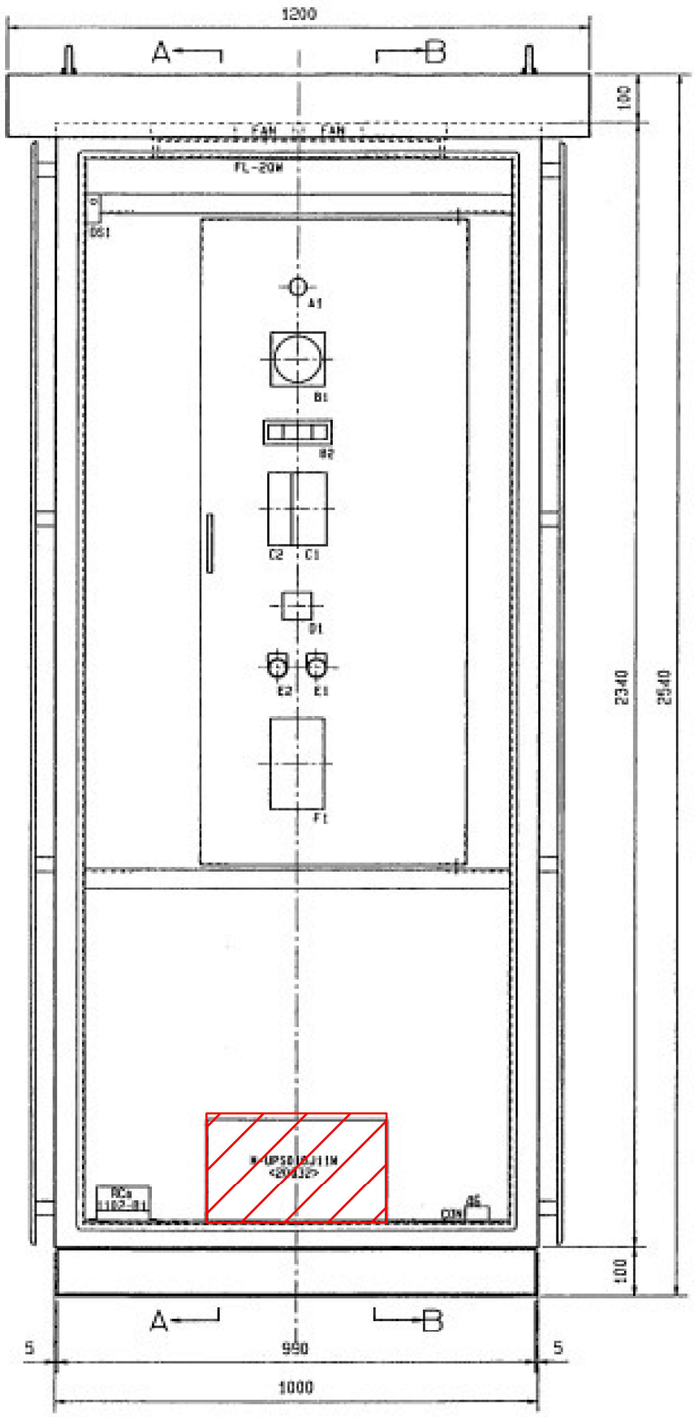

P矢視図

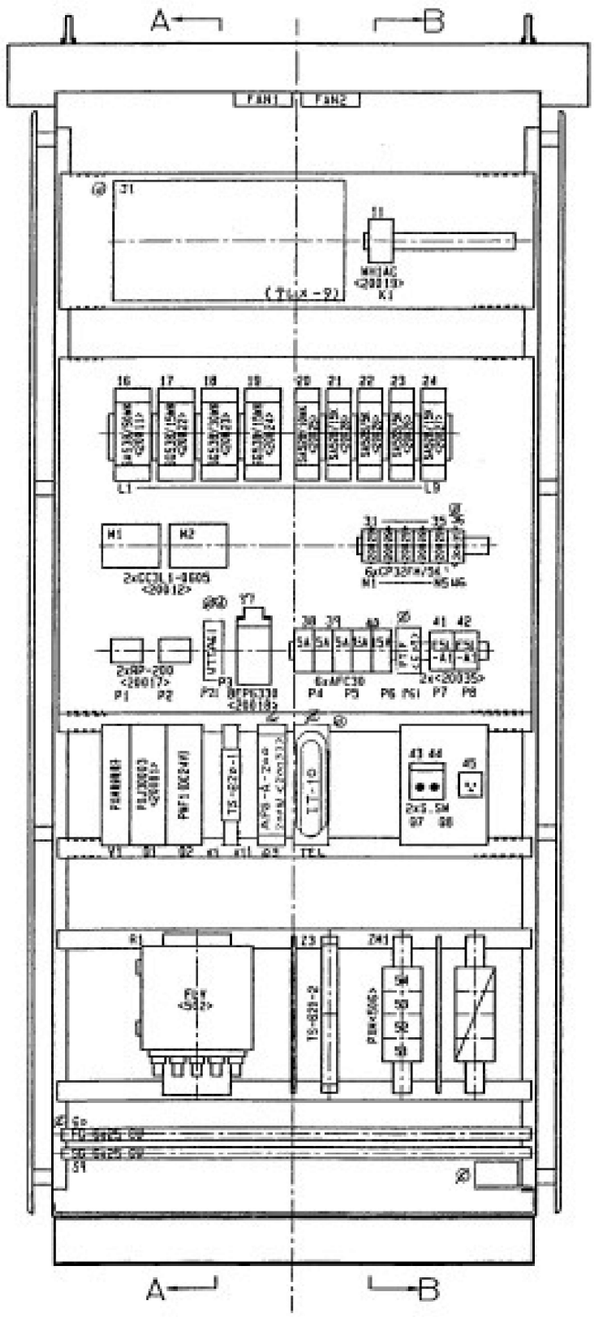

屋外設置

令和７年度			
工事名	国見受水池流量計室ほかUPSﾊﾞｯﾃﾘｰ修繕工事		
図面	組立図		
工事個所	伊達郡国見町大字泉田字三ツ谷12-1		
縮尺	NS	図面番号	3/3 E-3
作成年月日	令和７年５月		
福島地方水道用水供給企業団			